

## 条 例

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十三号

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例

埼玉県都市公園条例（昭和三十六年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「百分の二十」の下に「（前二項の規定による建築物と併せて設ける場合にあつては、当該建築物の当該都市公園の敷地面積に対する割合のうち前二項の規定により前条に規定する割合を超える部分の割合を、百分の二十から控除して得た割合）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 政令第六条第六項の認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設（法第五条の二第一項に規定する公募対象公園施設をいう。以下この項において同じ。）である建築物（政令第六条第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に關する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十（前項の建築物と併せて設ける場合にあつては、当該建築物の当該都市公園の敷地面積に対する割合のうち前項の規定により前条に規定する割合を超える部分の割合を、百分の十から控除して得た割合）を限度として前条に規定する割合を超えることができることとする。

第一条の五を第一条の六とし、第一条の四の次に次の一条を加える。

（運動施設に関する制限）

第一条の五 政令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。

別表第一中「第一条の五関係」を「第一条の六関係」に改める。

別表第一の二の備考四中「道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第一条の七第三項」を「道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条」に改め、「乗合型自動車」の下に「（同条に規定する普通自動車のうち、乗車定員十一人以上のものをいう。）」を加える。

### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の二の改正規

定は、公布の日から施行する。